

## 相模原市農業委員会第21回会議議事録

開 会 日 時 令和2年11月30日 午後1時39分

閉 会 日 時 令和2年11月30日 午後2時53分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 ( 印 )

	西 山 和 秀		市 川 忠 孝		藤 村 達 人
	八 木 拓 美		小 林 康 史		高 橋 三 行
	關 山 富 雄		齋 藤 憲 一		天 野 明
	古 木 清		菱 山 喜 章		加 藤 正 博
	江 藤 昭 利		八 木 健 一		
	阿 部 健		金 井 睦		
	渋谷利雄		榎田和子		

出席委員 18名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席3番

議席6番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 5 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
3	議案第 5 1 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
4	議案第 5 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
5	議案第 5 3 号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第 5 4 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 5 5 号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第 5 6 号	農用地利用配分計画の作成について
9	報告第 4 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
1 0	報告第 4 4 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 1	報告第 4 5 号	農地所有適格法人の報告について
1 2	報告第 4 6 号	農地造成工事の施工承認について
1 3	報告第 4 7 号	非農地証明書の発行について
1 4	報告第 4 8 号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
1 5	報告第 4 9 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 6	報告第 5 0 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b 会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第21回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせますので、よろしく申し上げます。

**事務局（鈴木次長）**

（議席順に各委員の出席を確認）

**議長（八木会長）**

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3番關山富雄委員、6番阿部健委員を御指名いたします。

## 日程1 会務報告

**議長（八木会長）**

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

**16番（藤村委員）**

1ページの会議の市関係の、阿部さんが出席されている都市計画審議会について、どんなことが議論されているのか、お願いいたします。

**6番（阿部委員）**

これは書面で会議がされているわけですが、最終的には12月15日までとなっております。内容は、相模原市景観計画の変更について、相模原都市計画生産緑地地区の変更について及び相模原都市計画地区計画の決定について審議しております。よろしいでしょうか。

**議長（八木会長）**

藤村委員、よろしいですか。

**16番（藤村委員）**

ありがとうございます。

**議長（八木会長）**

ほかにございますか。

[ なしの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、ないようですので、以上で「会務報告」を終わります。

## 日程2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程2 議案第50号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-8は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-8は、緑区久保沢に住む譲渡人が所有する農地を、中央区田名に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、2筆、合計1,751㎡です。今後の作付は、ミカンを予定しています。全部効率利用要件については、経営農地4筆、7,703㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人及び長男と弟が200日、妻と長女が100日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-8については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

### 4番（古木委員）

22日に山口推進委員に同行してもらって現地を確認しました。道路境、2筆の畑、もともと、かなり草が生えていたところでした。山口推進委員にも聞いたら、去年までは、草だらけだったと。今回、現場を見に行ったら、トラクターで、よく耕作されています。畑をやるには問題ないと思います。なお、隣の境界とかも確認して、新しい杭などが打ってありました。特に問題はないと思います。譲受人は農業に従事していますので、かなり優良な農家の人だと思われそうですが、ミカンの栽培をするにはいいところではないかと思えます。皆さんの御審議をお願いいたします。

以上です。

### 議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（八木会長）**

よろしいでしょうか。それでは、採決をさせていただきます。

議案第50号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程2 議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程3 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程3議案第51号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-8は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-8は、申請人が所有する田名の登記地目山林、現況地目畑の農地、1筆、144㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、既設RC擁壁及び鋼板、単管パイプで土留めをする計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はしおだこぶし橋公園の北約190mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-8については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

### 14番（金井委員）

11月25日に現地を見てきました。道路沿いにある道路の、この道路は下り坂になっているところの道でして、三角形の山林というか写真のとおり、鋼板、下はコンクリートになっていて、ほかの2辺は道路沿いでして、もしかすると雨水が少し周囲の道路に流れ出るかもしれないので、しっかり対策していただきたいと思います。よろしく御審議のほど、お願いします。

### 議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

### 11番（齋藤委員）

転用して資材置場となっているんですけども、登記地目が山林なのに、どうして総会案件として、これに上程されたのか、その理由を教えてください。

### 事務局（伊藤担当課長）

元々山林だったところを、開墾して畑にしたというのが現状です。その場合、現況が畑であると農地法の許可が必要になってくるという案件でございます。

### 11番（齋藤委員）

分かりました、結構です。

**議長（八木会長）**

ほかにございますか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第51号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程4 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第52号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-10から5-11及び5-1028から5-1030は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから7ページを御覧ください。

收受番号5-10は、譲受人の株式会社マルイハウジングが、譲渡人が所有する麻溝台の農地、1筆、958㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産賃貸業を営んでおり、近隣の運送業者からの要望を受け、新たに貸し駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック2段積みで土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は麻溝台公園の北西約650mです。

続きまして、收受番号5-11は、譲受人の株式会社真田建設が、譲渡人が所有する上九沢の農地、2筆、2,353㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、建設業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している資材置場が手狭になったため、敷地を拡張するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み1段から3段及び安全鋼板高さ2mを設置して土留めする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大沢保育園の東約140mです。

続きまして、收受番号5-1028は、譲受人が譲渡人の所有する緑区根小屋の農地、1筆、440㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請理由としては、リニア中央新幹線建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリート擁壁を設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は市立串川中学校の北約680mです。

続きまして、收受番号5-1029は、譲受人の社会福祉法人ラファエル会が、譲渡人が所有する緑区佐野川の農地、1筆、1,474㎡を所有権移転して、福祉施設に転

用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請理由としましては、社会福祉法人であり、現在の施設が手狭となったため、新たに施設を建設するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として敷地の外周に鉄筋コンクリート造擁壁を設置し、雨水については横穴式浸透施設を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置する計画です。申請地は緑区佐野川連絡所の北西約100mです。

続きまして、收受番号5-1030は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、1筆、893㎡を所有権移転して、建売住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築し、販売するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として敷地の外周にコンクリートブロック1段を設置し、雨水については浸透トレンチを設け、汚水については、合併処理浄化槽を設置し、処理する計画です。申請地は串川保育園の北約350mです。

以上で説明を終わります。

### 事務局（鈴木次長）

続いて、私から、総会に先立ちまして行われた19日の役員会での意見等につきまして、何点か御報告させていただきます。

まず、6ページの收受番号5-11におきましては、敷地拡張の規模に関する確認がありました。資材の搬入出量が増えており、現在の敷地では高く積み上げることで対応してきたけれども、作業効率の低下と作業の危険性を解消するため、隣接地に拡張するもので、足場板、手すり、支柱、メッシュシートなどの敷地増設や、トラックと普通車の各4台分のスペースを新たに確保する計画であることを説明いたしました。

次に、7ページの收受番号5-1029におきましては、施設規模と建物以外の敷地の利用について確認がございまして、利用者定員20名から25名、5名の増員をいたしまして、自転車置場17台分と駐車15台分を確保する計画であることを説明いたしました。

次に、收受番号5-1030におきましては、建売住宅の計画に関する確認がありました。この場所は道路からの段差が3mぐらいありまして、進入路を設けるとなると費用が大きくかかるため、道路から敷地までの降り口に階段を設けるとともに、道路と並行に駐車スペースを確保する計画であることを説明しました。なお、雨水トレンチにつきましては、用地の東側から南側の一部に設ける予定となっております。

以上です。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-10については、南区担当委員さん、お願いいたします。

### 3番（關山委員）

11月22日に現地を確認しました。詳細は事務局の説明どおりでございますが、農地はきれいに耕作されていまして、野菜等がびっしり作付けされていていい状況ですの

で、特に問題はないと思います。周囲の状況につきましても、駐車場とか畑かんとかが通ってしまして、何ら問題はないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

#### 議長（八木会長）

続いて、收受番号5 - 11については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

#### 4番（古木委員）

11月22日に現場を確認しました。案内図の4ページ及び現地写真の、を見ていただくと分かるんですが、区画されて、農地としては、きれいに整地されております。2筆、2,353㎡をぐるりと囲うフェンスと1～3段積みのブロックを積んだ場所になります。この畑地は、設計図には砂利150ミリと書いてあるんですが、敷地内浸透にすとなっておりまして。航空写真を見ていただくと、申請地は上の網掛け部分になり、下の点線で囲われている土地とドッキングし一体利用する計画です。点線で囲われている土地は4年前に資材置場として申請されたもので、すべて囲われています。市道上九沢28号の入口は狭くて入れるようなところではないので、反対の市道上九沢29号線のところに高さ2m、幅9mの両開きの蛇腹ゲートを設置し、ここから出入りをし、特に隣近所との問題はないことを確認しております。

以上ですが、場所としては、大沢中学校の北東約100m、上九沢29号線の道路からは30mぐらいに位置しております。譲受人は真田建設、資材を置きますということで報告しておりますので、御審議のほど、よろしく願いします。

以上です。

#### 議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1028については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

#### 9番（市川委員）

11月23日に現地を見てまいりました。現地はリニア中央新幹線の串川非常口の東側に当たる場所です。別に問題はないと思いますけれども、境界の石杭を確認しました。

以上です。よろしく御審議ください。

#### 議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1029については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

#### 18番（天野委員）

11月25日の午後、現地確認に行つてまいりました。現地の状況につきましては、案内図、航空写真で見るとおりです。北東側の県道と南西側の山梨県との県境の境川にはさまれた場所になります。この土地については、建築許可の看板が建っており、そちらの許可も取つてあるようです。この土地については、境川のところの法面は竹林になっており、ここの建つところについては、開発許可の関係で野菜等は作っておりませんで、草等もあまりない。申請のとおり、問題はないと判断いたしました。

以上です。

#### 議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1030については、津久井地区担当委員さん、お願いい

たします。

#### 15番(榎田委員)

11月23日に現地を調査してまいりました。地図で見ますと、真ん中に横に道が通っていますけれども、この道は武田信玄が通ったという信玄道、左へずっと行きますと、串川から三ヶ木へ行く道路に続いています。先ほど事務局から説明がありましたように、信玄道のところは段差が3mぐらいありまして、写真で見て、向こうのほうにガードレールがありまして、これが信玄道ですが、そこから3m下になります。ですから、進入路がありませんので、ここに鉄骨で駐車場をつくって、そこに階段を設けて出入りするという形になっています。下のほうが南側になりまして、信玄道からこの下の杭までは、非常に緩やかな斜面になっております。非常に陽当たりもよくて住みやすいところで、進入路さえ確保できれば、十分、暮らしやすい場所ではないかと思えます。

よろしく御審議ください。

#### 議長(八木会長)

それでは、これより質疑に入ります。

#### 11番(齋藤委員)

收受番号5-11、約24アール、大きい場所で、さっき、古木委員から、畑はきれいになっていきますと御説明がありましたが、実際に耕作されているんですかね。あとは譲渡人の考えですから仕方がないんですけど、非常にいい農地だなと感じたので、どなたが耕作されているのか。

#### 4番(古木委員)

場所は2反ちょっとあって、すごく平らで、真ん中に道路が、図面の先になるんですよ。両サイド、きれいに野菜が作られていました。

#### 11番(齋藤委員)

どなたがやられているんですか。

#### 4番(古木委員)

ずっと耕作はされています。

#### 11番(齋藤委員)

譲渡人がなされているんですか。

#### 4番(古木委員)

そこまで確認していません。

#### 11番(齋藤委員)

いい土地なんでね。

#### 4番(古木委員)

それなりの区画をされているので、それぞれの畑はずっと前から、きれいに耕作されています。私が前に推進委員をやっていたときに確認していますが、全て利用状況調査でもA判定、B判定で、問題ない畑でした。

#### 11番(齋藤委員)

譲渡人は八王子の方なので、ちょっと分からないんですけど、それだけ耕作されていて、資材置場と駐車場に転用するわけですから、残念だなという感じがしたんですけどね。だから、どなたが畑をやられていたのかなと思って、ちょっと疑問を感じました。

#### 4番(古木委員)

周囲はほとんど駐車場とかになっており、この周りに今残っている畑は2枚、両サイドに1枚ずつ、申請地の上は草が30cmぐらい伸びています。この2枚の畑の反対側、右側のところは耕作されています。申請の畑は全て耕作されています。

**議長（八木会長）**

齋藤委員、いかがですか。

**11番（齋藤委員）**

残念だなと感じたけど、譲渡人の考えですから、これはなかなか難しい問題です。結構ですよ。

**議長（八木会長）**

ほかにございますか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第52号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第53号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、8ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-145から2-169、2-1027から2-1042及び2-1044から2-1047並びに2-1049から2-1081は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案は、地権者と耕作者との相対での利用権設定になります。

それでは、9ページから17ページを御覧ください。

整理番号2-145から2-169までが本庁管内で、全て期間満了に伴う更新の申請で、件数は25件、44筆、37,094㎡です。

続きまして、17ページから38ページを御覧ください。津久井事務所管内の54件について説明します。

整理番号2-1027から2-1028は、新規参入に伴い、新たに利用権設定をするものです。案内図は8ページを御覧ください。契約期間は3年1か月、件数は2件、5筆、面積は2,292㎡です。

続きまして、整理番号2-1029は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は9ページを御覧ください。契約期間は4年、件数は1件、1筆、面積は487㎡です。

続きまして、整理番号2-1030は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は10ページを御覧ください。契約期間は3年1か月、件数は1件、1筆、面積は1,552㎡です。

続きまして、整理番号2-1031から2-1033は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は11ページを御覧ください。契約期間は3年1か月、件数は3件、5筆、面積は3,118㎡です。

続きまして、整理番号2-1034は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページを御覧ください。契約期間は4年1か月、件数は1件、1筆、面積は720㎡です。

続きまして、整理番号2-1035は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は10年1か月、件数は1件、1筆、面積は500㎡です。

続きまして、整理番号2-1036から2-1042、2-1044から2-1081までは、契約期間満了に伴う更新の申請で、件数は45件、81筆、69,175.64㎡です。

以上で説明を終わります。

**事務局（鈴木次長）**

それでは、私から補足をさせていただきます。

まず、14ページを御覧ください。

2-159でございますけれども、借手の面積につきましては、右側に記載しているとおりとなっております。事務局から本人に対しまして制度を説明いたしまして、理解を得ておりまして、近くの農地を借りる手続を進めるということでございます。

飛びまして、27ページを御覧ください。

27ページの2-1054から29ページの2-1058までの借手につきましては、事務局から御本人に対して制度を説明いたしまして、農地を借りる手続を進めていくということでございます。

同じく29ページの2-1059でございますけれども、平成29年4月から利用権を設定しておりまして、18ページの新規と合わせて2,000㎡を満たしております。

最後に、35ページを御覧ください。

2-1073でございますけれども、こちらにつきましても事務局から制度を説明いたしまして、借りたい農地があるということでございますので、農業委員会で支援をしていくこととなります。

以上でございます。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**16番（藤村委員）**

今回出てきているのでちょっと目立ったのは、借手の耕作面積が2,000㎡を割る方が何件かいた。今説明されたので幾つかは了解しましたけれども、この辺は、注意深く見守るといふか、丁寧な説明があるといいかと思えます。

例えば2-1027、借手の面積はゼロだけど、これからたくさんやるという話なので、この団体が何を栽培していくのか、確認していますでしょうか。本社が東京で、相模原市内でやってきて何をやるんだと。

**事務局（伊藤担当課長）**

作付は、梨、ブドウなどを栽培していく予定と聞いております。

**16番（藤村委員）**

それから、その次の1029、1030は、これから頑張るといふことをいったというだけですか。

**事務局（鈴木次長）**

既存と新規の面積の足し算になります。

**16番（藤村委員）**

はい、了解です。

**議長（八木会長）**

ほかによろしいですか。

質疑なし

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第53号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程6 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程6議案第54号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、12番菱山委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

**12番 菱山喜章委員 退出**

**議長（八木会長）**

それでは、日程6議案第54号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、39ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1043は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、40ページを御覧ください。

整理番号2-1043は、期間満了に伴う更新の申請で、件数は1件、2筆、面積は4,303㎡です。以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第54号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第54号の議事が終了いたしましたので、12番菱山委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

**12番 菱山喜章委員 会議参加**

## 日程7 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程7議案第55号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、41ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-170及び2-1082は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、42ページを御覧ください。案内図は14から15ページを御覧ください。

整理番号2-170と2-1082は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は2件、2筆、面積は2,315㎡です。なお、整理番号2-170は、相模原市農業協同組合の仲介によるものです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第55号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 5 6 号 農用地利用配分計画の作成について

**議長（八木会長）**

続いて、日程 8 議案第 5 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、43 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 6 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 7 7 及び 2 - 1 0 0 7 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により令和 2 年 1 0 月 2 7 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長及び令和 2 年 1 1 月 2 日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、44 ページを御覧ください。案内図は同じく 1 4 から 1 5 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 7 7 と 2 - 1 0 0 7 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合及び相模原市長から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 2 件で、2 筆、面積は 2, 3 1 5 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 5 6 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程 8 議案第 5 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第 4 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 0 報告第 4 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 1 報告第 4 5 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 2 報告第 4 6 号 農地造成工事の施工承認について

日程 1 3 報告第 4 7 号 非農地証明書の発行について

日程 1 4 報告第 4 8 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 5 報告第 4 9 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 6 報告第 5 0 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

#### 議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 9 報告第 4 3 号から日程 1 6 報告第 5 0 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

#### 事務局（鈴木次長）

それでは、報告案件ですので説明は割愛させていただいているところですが、私から、何点か補足をさせていただきます。

最初に、50 ページからの農地所有適格法人の報告になります。

各法人ともに農地所有適格法人としての各要件の全てを満たしておりますけれども、51 ページからの八咲生農園株式会社からの報告につきましては、3 年前に露地野菜からワイン用ブドウに切り替えて、ブドウを収穫してワインの販売ができたということで、売上高が 1 3 6 万 1, 0 0 0 円となっているものです。

また、59 ページからの株式会社グリーンピア相模原におきましては、本来は 6 月中までの報告となるわけですが、経理と事務担当の方が不在になりまして、報告期

限前の5月から継続的に報告書の作成の相談とか進捗報告を受けており、その結果、10月の提出となったものです。

最後に、63ページ、64ページの農地造成工事の施工承認でございます。1,000㎡以下で専決処理ということになりますけれども、田から畑への転換を目的として盛土されるものでございまして、今後の作付は、ホウレンソウ、小松菜を予定しております。10月16日に地区担当委員さんと現地立会いで審査をいたしまして、10月の中で専決処理をいたしましたけれども、現地立会いの際に、地区担当委員さんから、鋼板土留め柵によって隣接地への被害防除対策を確実にいき、農地の適正管理をするようにとの意見をいただきましたので、その旨、事業者伝えております。

以上でございます。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**16番（藤村委員）**

56ページ、この方は、借地を1ヘクタールもして、非常に規模が大きいようですが、それにしても売上がちょっと少ないように思うんです。実際に営農はどんな状況でしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

こちらの会社は、ここ数年、代表者の体調が芳しくなく、使用人の力で生産をしていたところですが、今年の1月に代表者がお亡くなりになりまして、この法人を息子さんが引き継いだという状況になっています。

**16番（藤村委員）**

そういった事情があるんでしょうけれども、農地が健全に使われているかどうかというのが疑問なんですね。その状況はどうなんでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

作付まではいなくても、農地としては管理されています。

**16番（藤村委員）**

了解しました。

**議長（八木会長）**

ほかにございますか。

[ なしの声 ]

**議長（八木会長）**

ないようですので、以上で日程9報告第43号から日程16報告第50号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第21回総会を終了いたします。